

新潟市教育職員の特殊勤務手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布す
る。

令和7年 12月 25日

新潟市教育委員会

教育長

夏目久義

新潟市教育委員会規則第 8号

新潟市教育職員の特殊勤務手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市教育職員の特殊勤務手当支給条例施行規則（平成29年教育委員会規則第3号）
の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。